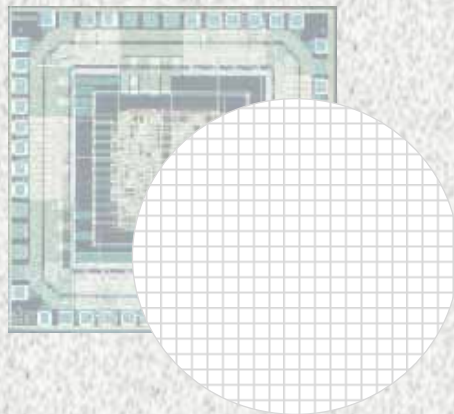


第 1 1 章 知的財産



第 1 1 章 知的財産

1 . 知的財産

1 1 知的財産権

1 . 1 知的財産権とは

知的財産権とは、人間の幅広い知的創作活動において、創作されたものや財産的価値が見出されるものの創作者や発明者に対して、権利とその保護を与えるものである。土地、建物、金銭などの「有形」の財産の概念に対して、「無形」の財産に関する権利（無形財産権）である。「無形」の財産に関する権利ではあるものの、人間の知的な活動である創作や営業標識の持つ信用を保護するものであることから「知的財産権」（または知的所有権）と呼ばれている。知的財産権は、社会の発展とともにその重要性が増している。知的財産基本法の 2 条に定義されている文章を以下に示す。

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

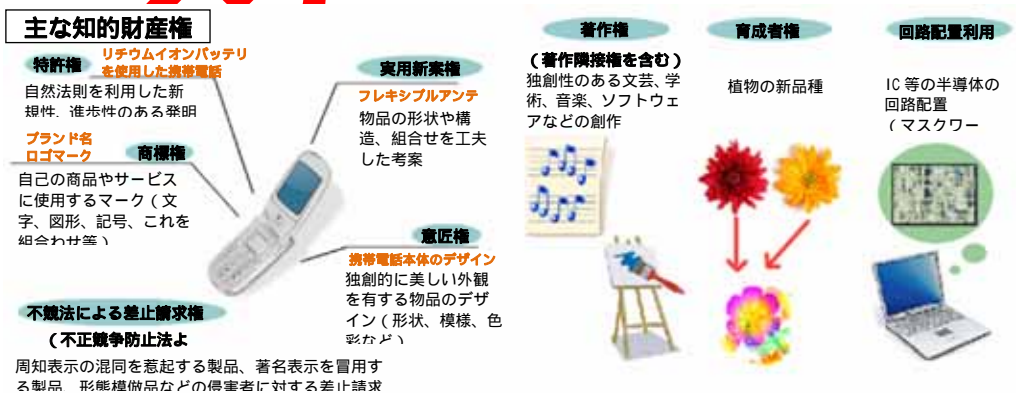


図 3 . 1 知的財産権とは

日本の知的財産権では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、育成者権、営業秘密等に分ける。それらは、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、その他の権利として半導体回路配置利用権、育成者権（植物新品種）、不正競争防止法上の権利などに大別されている。

1.2 知的財産権と独占禁止法の関係

日本において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(通称:独占禁止法)第21条では、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使として認められる行為は、独占法の適用除外と定められている。

しかしながら、著作権法等による権利の行使とみられるような行為であっても、競争秩序に与える影響を勘案して、知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められるような場合まで、同条でいう「権利の行使と認められる行為」とは評価されない場合がある（SCE事件審決、2001年8月1日公正取引委員会審決、審決集48巻3頁）。

1.2.1 独占禁止法との留意点

独占禁止法はいわば企業などがきちんと競争をするように定められたルールであり、事業者が以下のような行為を行うこと禁止している。

- ・カルテル（不当な取引制限）を規制
- ・1社で独占したり、数社で寡占したりすることを規制
- ・不公正な取引方法を規制
- ・企業間の結合や集中を規制

1 - 2 産業財産権

2.1 産業財産権とは

特許権：特許権者に発明を実施する権利を与え、発明を保護する。（特許法・パリ条約・TRIPS協定）

実用新案権：物品の形状等に係る考案を保護する。（実用新案法）

意匠権：工業デザインを保護する。（意匠法・パリ条約・TRIPS協定）

第11章 知的財産

商標権・トレードマーク・サービスマーク：商標に化体した業務上の信用力（ブランド）を保護する。（商標法・パリ条約・TRIPS協定）

この4つは代表的なものとして『知財四権』とも称され、エンジニアの間では必ず学習する内容である。

2.2 特許の歴史

日本では、1885年（明治18年）4月18日に本格的な特許法である専売特許条例（明治18年太政官布告第7号）が公布・施行された。その後、1888年（明治21年）には審査主義を確立した特許条例（明治21年勅令第84号）が公布され、1899年（明治32年）には旧特許法（明治32年法律第36号）を制定してパリ条約に加入した。1922年（大正11年）に施行された大正10年法では、先願主義が採用され現在の特許法の基礎が作られた。現行特許法（昭和34年法律第121号）は、1959年（昭和34年）に全面改正された昭和34年法を、累次部分改正したものである。

2.3 特許の目的

発明（または考案）の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、それをもって産業の発達に寄与することを目的としている。

2.4 特許権

2.4.1 対象

「発明」が対象。自然法則に従った発明で、産業製品の発明、方法の発明、製造方法の発明が認められる。なお、芸術品、ゲームのルール、手術方法などは認められない。

2.4.2 保護期間

出願日から20年間

2.4.2 手続きの概要